

教職員と児童生徒との連絡手段に関わる校内規程

1 連絡手段に係る基本的な考え方

- (1) 個人情報入手する場合には、その利用や管理に関して、厳正な取扱いが求められている。
- (2) 生徒に対して授業や部活動、学校安全上の指導事項等に関わる連絡を行うに当たり、携帯電話や電子メールを活用することには、一定の有効性や利便性が認められる。個人情報の取得や利用を一切禁止するものではなく、学校の実情に合わせ、適切な利用や管理に関するルールにより対応する。

2 電話番号等の取得に関する規程

- (1) 教職員が生徒から携帯電話番号や電子メールアドレスの個人情報を取得する際、または、教職員が自己の電話番号、電子メールアドレスを提供する際は、校務運営上必要な場合に限る。
- (2) 個人情報を取得または教職員が提供する際は、必ず管理職に報告し、許可を受ける。

3 取得や提供する情報に関する規程

- (1) 生徒から取得する情報は、生徒の携帯電話番号、電子メールアドレス（以下 電話番号等）に限る。
- (2) 電話番号等を取得する対象は、担任するクラスの生徒、顧問する部活動（生徒会）の生徒に限る。
- (3) 教職員が自己の電話番号等を提供する範囲は、担任するクラスの生徒、顧問する部活動（生徒会）生徒に限る。

4 電話番号等の利用に関する規程

- (1) 教職員と生徒の間で、電話や電子メール、通話アプリケーション、SNS等による私的な連絡等を行わない。
- (2) 連絡内容は、授業、部活動、安全上の緊急連絡に限る。
- (3) 生徒から電子メール等を利用し、個人的（私的）な悩みなどについて相談があった場合には、電子メール以外の手段を用い、複数の教員により直接面談するとともに、管理職に報告する。
- (4) 使用しなくなった生徒の電話番号等は直ちに削除する。

本規程は令和6年4月1日より施行する）